

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

景観行政費

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 背景、現状、及び課題

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

3 事業の内容

(1) 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするとき、事前の届出を義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施する。

(2) 鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施行、維持管理の各段階で「景観評価」を実施する。

(3) 景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置する。(鳥取、倉吉、米子市を除く市町村)

(4) 景観アドバイザー派遣

県民、事業者等の行う景観形成活動に対して各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、活動の活性化を図る。

(5) 市町村の景観行政団体への移行

景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行促進を推進する。

●担当：生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363、7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

「景観法に基づく届出制度」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47450>

「公共事業の景観形成について」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95640>

「景観アドバイザーについて」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47452>

1 事業の目的・効果

日常生活の中でその価値に気づかれず見過ごされている景観資源を再発見、再認識し、自分達の地域を知り、他の地域の人達に知ってもらうことを通じ、景観を活かしたまちづくり活動の活性化を図る。

2 事業内容

(1)「とっとり地域生活百景」活用モデル事業

平成20年度及び21年度に選定した「とっとり地域生活百景」が地元・市町村において活用されるよう、有識者等の意見をきき、県内3地区を選び、その活用方策を検討するモデル事業を実施する。

(2)「とっとり地域生活百景」の展示PR

「とっとり地域生活百景」の写真パネル、説明パネル、位置図パネルを展示する。

●担当：生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97707>

花と緑のまちづくり支援事業

1 事業の目的

県民の地域緑花意識の高揚や普及啓発を図ること。

2 現状及び課題

- 1.住民主体の花と緑による魅力ある地域づくりを推進するための仕掛けづくりが必要である。
- 2.地域緑花活動は、花苗等の出費が伴うため、緑花活動の継続性が課題である。
- 3.取組の継続と、より広めていく方策の検討が必要である。

3 事業内容

地域緑花の普及啓発を図るための「花と緑のフェア」を支援する。

<参考：昨年度の取組状況写真> 花と緑のフェア(中部地区)



●担当:生活環境部 公園自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

景観まちづくり活動団体サポート事業

1 事業の目的・効果

地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む住民団体に対する総合的な支援制度を創設し、活動の促進を図る。

2 事業内容

(1)活動団体の登録

県内で活動するまちづくり住民活動団体に登録を受け付け、行政と団体、団体相互が連携しやすい体制を整える。

(2)景観まちづくり大会の開催

景観まちづくり活動について、活動団体及び県民への普及啓発を全県レベルで行うため、大会を開催する。

(3)市町村トップセミナー

市町村幹部職員を対象として、住民主体のまちづくりに実績をあげている市町村長等に取り組むを講演してもらい、まちづくりやまちづくり活動団体への支援の必要性に対する市町村の理解を深める。

(4)まちづくりコンシェルジュ(総合相談)による支援

職員有志(まちづくりコンシェルジュ)が、各自の得意な分野を活かし、まちづくり活動団体の相談に応じ実地に活動の支援をするなどする。活動団体の登録

県内で活動するまちづくり住民活動団体に登録を受け付け、行政と団体、団体相互が連携しやすい体制を整える。

●担当:生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363、7201

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより
「景観まちづくり活動団体をサポートします」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82839>

景観まちづくり推進リーダー養成研修事業

1 事業の目的・効果

地域の特性を生かした景観まちづくり活動を進めていく上で不可欠なリーダーを養成する。

2 事業内容

地域の景観まちづくりの核となる人材を育成するため、景観まちづくりの必要性・基礎的な知識及び実践のノウハウ等を学んでもらう研修を開催する。

(1) 対象

景観まちづくり活動団体のリーダー又はリーダーとして期待される人及び市町村の担当職員。

(2) 内容

景観まちづくりの必要性、基礎的な知識及び実践のノウハウ等を学ぶ。

●担当：生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97707>

海岸漂着ごみ等処理事業

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ごみ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ごみ等の処分等を行う。

(当該事業は「地域グリーンニューディール基金」を活用)

3 事業の背景

(1) 海岸漂着物等処理法の成立

○平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。

↓
海岸管理者としての処理責任の明確化。

<海岸管理者>

海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)	
		現行	法改正後
公共海岸	県	市町村	県
その他	土地所有者、市町村	市町村	土地所有者、市町村

(2) 地域グリーンニューディール基金

○海岸漂着物等の処理に関する財源措置として、国の「地域グリーンニューディール基金」のメニューに、「海岸漂着物地域対策推進事業」が盛り込まれており、当該基金を活用して事業実施。
(国 10/10)

●担当: 県土整備部 河川課 水政担当 電話 0857-26-7377・空港港湾課電話 0857-26-7348

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

鳥取県空港港湾のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

鳥取砂丘景観再生事業

1 事業の目的

鳥取県の宝である鳥取砂丘を皆で大切に守り、利用し、未来に引き継ぐことを目的とする「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成21年4月1日施行)」に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の景観保全・再生の取り組みを支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業概要

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担する。

1. 砂丘景観の保全・再生に関する事業

○砂丘全域を対象に、草が種子を散布する8月下旬頃までに除草を実施する。

2. 砂丘景観の保全・再生に関する調査

○鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、以下に関する調査等を学識経験者等で構成する「調査研究会」が実施。

- ・除草モニタリング調査、植生状況の現地調査
- ・砂の移動に関する基礎調査(砂堆積調査、風向風速調査)
- ・火山灰露出地の堆砂研究

3. 新たな研究分野に対する対応

○従来の調査に加え、保全再生に係る多岐に渡る分野の調査研究を行う

●担当：生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4. 2 歴史的、文化的環境の保存と整備

史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

1 背景・現状・目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用保存計画に基づき、遺跡の復元整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業内容

1. 保存整備事業
基本計画に基づき、環境整備工事、復元建物の建設工事等を実施
2. 調査研究事業
遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施
3. 活用事業
各種体験事業やイベントを開催

●担当：鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

むきばんだ史跡公園ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862>

史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

1 背景・現状・目的

「史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。

併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

2 事業内容

1. 史跡指定地公有化・保存活用事業
○史跡を保存・整備・活用に資するため、指定地を平成20年度から10力年かけて公有化
○地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、史跡保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施
2. 発掘調査事業
発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集
3. 出土品調査研究事業
出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も実施

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「とっとり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」
→青谷上寺地遺跡ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271>

三徳山・大山歴史遺産調査事業

1 背景・現状・目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山と大山の歴史遺産(文化財)について、三朝町及び大山町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力を行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業内容

学術調査への調査指導及び調査協力

- 1.三徳山美術工芸品調査
- 2.三徳山自然環境関連調査
- 3.三徳山域内埋蔵文化財調査
- 4.三徳山総合調査研究
- 5.大山寺僧坊等埋蔵文化財調査

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

三徳山世界遺産登録推進事業

1 背景・現状・目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

- 1.調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

2. 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信を実施

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより

「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

とっどりの鏝絵・なまこ壁の魅力を伝える事業

1 事業の目的・効果

鏝絵やなまこ壁などの魅力を伝えることにより、それらを活かした魅力あるまちづくりの創出に繋げるとともに、県外とっどりの魅力を伝え、鳥取県への来訪者を増やす。

エコロジーや手仕事(手わざ)の良さを再認識し、地域の生活文化、デザイン遺産として、さらに地域の伝統産業として活用し、技能の継承に繋げる。

○鏝絵(こてえ)とは

土蔵の妻壁や扉、民家の戸袋や壁の漆喰の上に、鏝で漆喰を塗り上げ、レリーフを描くように浮き彫りの模様を描く左官の技術で、「蔵飾り」とも呼ばれる。

○なまこ壁とは

土蔵の表面に平瓦を張り、瓦の継ぎ目に半円形で海にいる海鼠(なまこ)のような形に漆喰を盛り上げる左官の技術で、耐水・耐火・強度に優れ、漆喰の白と瓦の黒との組み合わせが装飾的な効果を高めている。

2 事業内容

1. 「全国・鏝絵なまこ壁サミットinとっどり2010」の開催

○開催日時:平成22年11月6日(土)~7日(日)の2日間

○開催場所:倉吉未来中心大ホール(交流会:ホテルセントパレス倉吉)

○第1日目〔全体集会〕『鏝絵なまこ壁と職人の手作業、左官文化を語る』

1)基調講演・鼎談

2)先進地からの報告

3)交流会

○第2日目〔エクスカージョン〕『とっどり蔵リズム』

2. 県内の鏝絵なまこ壁の調査継続と情報展開

1)埋もれる素材の発見・発掘と調査の継続

2)県民向け勉強会や見学会などの実施

3)鳥取の鏝絵なまこ壁の全国向け情報発信

3. 鏝絵なまこ壁の文化拠点づくり

1)鏝絵なまこ壁のジャンル別研究の開始

2)人的ネットワークづくり

3)[仮称]『鏝絵なまこ壁学会』の設立準備

●担当:生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7201

参考URL

鳥取環境ネットワークのwebサイトより

「景観まちづくりフォーラム「鏝絵・左官・蔵飾り」の開催」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53786>

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4. 3 環境影響評価の推進

環境影響評価制度

1 目的

環境影響評価制度は、大規模な開発事業について、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより環境への配慮がされた事業を実施するための制度であり、本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の概要

大規模開発事業の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

(1) 鳥取県環境影響評価審査会の開催

- 方法書、準備書、評価書に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
- 方法書、準備書等の手続きについて、各2回鳥取県環境影響評価審査会の開催を予定

(2) 例対象事業の審査・検討

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「環境影響評価に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>